

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



### 第241回 民法典契約編の最新司法解釈

2023年12月4日に中国の最高裁判所は「『中華人民共和国民法典』契約編通則の適用にかかる若干の問題に関する最高裁判所の解釈」(以下「本解釈」)を公布、12月5日より施行されました。契約に関する法的規則は日系企業と密接な関係にあるため、本解釈の内容は非常に関心の高いものと思われます。本解釈は長文のため、今回はポイントとなる内容について解説いたします。

#### ◇日系企業が取引の際に契約紛争に遭遇した事例

中国現地の日系企業A社は、中国の国内資本企業B社と売買契約を締結しました。しかしA社からB社に代金を支払う際、B社は売買契約の中で約定した契約価格には、B社が当該取引により負担する増価税17%は含まれないと主張し、別途その支払いをA社に要求しましたが、A社は、契約価格は税込み価格だという認識でした。このように売買契約書の中でB社が負担すべき増価税について明確に約定していなかったため、紛争状態となりました。

A社は解決のため弁護士に依頼し、次の理由によりB社と交渉を行いました。

(1) 税法に基づき、収入に対して増価税を納めることはB社の法定義務であり、A社とは無関係である。また税法でもB社が取得した収入総額を課税額として税金を計算しなければならないと定めている。

(2) A社が当該価格を税抜価格と認めた証拠が何もない。

(3) A社の所在地及び業界の商習慣では、いずれも税込み価格で見積もり、契約を締結している。

B社は最終的にA社の主張を受け入れ、この件は訴訟に至りませんでした。

#### ◇本解釈における一般的な紛争の問題点となる重要ポイント

1. 契約言語の意味の理解が食い違うことが起きがちのため、本解釈ではこの問題を解決する規則を定めました。

- ・語句の一般的な意味を基礎として、関連する条項や、契約の性質および目的、習慣ならびに信義則を踏まえ、契約締結の背景や、交渉の過程、履行行為等の要素を参考に紛争条項の意味を決定しなければならない。

- ・証拠により当事者間に契約の条項の語句について一般的な意味とは異なる別の共同解釈があることを証明できる場合、当該共同の解釈により紛争のある条項の意味を決定する。

- ・契約条項に2種類以上の解釈ができ、当該条項の効力に影響を及ぼす恐れがある場合、裁判所は当該条項の有効性にとって有利な解釈を選択しなければならない。無償契約の場合、債務者の負担が軽い解釈を選択しなければならない。

#### 2. 「商習慣」と認定する方法の明確化

- ・当事者間の取引において通例な方法であること。
- ・取引する地域や特定の分野、特定の業界が一般的に採用しており、取引相手と契約を締結する際に知り得ているはずの方法であること。

また商習慣については、主張した側が立証責任を負います。

3. 当事者が意向書や覚書等を締結したことにより契約関係を確立できるかどうかについて
  - ・取引の意向のみを表し、今後一定の期間内に契約を締結することを約定していないか、今後締結する契約の主体や対象等の内容を確定することが難しい場合、契約関係は成立しない。
  - ・既に契約対象・数量・価格・報酬等の主な内容で合意を達成しており、契約成立の条件に適合するか、一方が既に履行行為を実施しており、かつ、相手側が受け入れている場合、契約関係が成立しているものと認定しなければならない。
4. 当事者が取引に同意した上で複数の契約を締結した場合
  - ・虚偽の意思表示によって締結された契約は無効とする。
  - ・虚偽の意思表示により真実の意思表示を隠した場合、意思を隠した契約の効力を認め、これにより民事責任が確定する。
  - ・締結した複数の契約がいずれも真実の意思表示である場合、裁判所は各契約成立の前後の順番を調査により明らかにした上、契約の内容を認定する。
5. 当事者が権利義務関係と契約の内容に基づいて認定された権利義務関係の不一致を主張する場合、裁判所は契約締結の背景・取引の目的・取引の仕組み・履行行為や当事者に虚偽の取引目的物が存在しているかどうか等の事実を踏まえ、実際の民事法律関係を認定する。
6. 債務者と債権者が債務履行期間満了後に債務を代物弁済する契約を達成することは、原則として有効であり、当該契約の履行後、原債務は消滅する。債務者が約定に基づいて当該契約を履行しない場合、債権者は原債務か債務を代物弁済する契約の履行かを選択して請求することができる。
7. 契約が市場の活性化や、長期的には価格の変動が大きい大口商品や株式・先物取引等、リスク投資型の金融商品に関わる場合、「情勢の変化原則」を適用して契約を変更するか解除することはできない。
8. 民法典規定の「明らかに不合理」な低価格や高価格の認定について
  - ・譲渡額が取引時の取引地における市場取引価格か指導価格の70%に達していない場合、「明らかに不合理な低価格」と認定することができる。
  - ・譲受額が取引時の取引地における市場取引価格か指導価格の30%より高い場合、「明らかに不合理な高価格」と認定することができる。
  - ・ただし、債務者と相手側に親族関係や関連関係が存在する場合、上記の70%や30%という制限を受けない。
9. 当事者が約定した違約金が違約によってもたらされる損失より過度に高いため、適切に減額することを求め、約定した違約金がもたらされる損失の30%を超えていると主張する場合、裁判所は一般的に損失よりも過度に高いと認定することができる。ただし、悪意により違約した側が違約金の減額を求める場合、裁判所は一般的にこれを支持しない。

### ◇日系企業の皆さまへのアドバイス

民法典契約編は、日系企業との関係が密接なだけでなく、こうした法律や規則の運用そのものが相当複雑であります。このため契約の交渉段階、履行の段階や紛争の解決段階にかかわらず、いずれも法律や規則を正確に認識し、理解することにより有効に対応することが必要となります。